〈発行所〉
全国港湾労働組合連合会
〒144-0052 東京都大田区蒲田5-10-2
日港福会館1F
電話：03―3733―2561
FAX：03―3733―2627
発行人：玉田雅也
定価：30円（組合費に含む）

（毎月1回15日発行・平成7年8月18日第三種郵便物認可）

2019年9月15日 第318号

全国港湾

NATIONAL FEDERATION OF DOCKWORKERS UNIONS OF JAPAN
(ZENKOKU-KOWAN)

ZENKOKU-KOWAN

E-Mail : nfduj@zenkoku-kowan.jp

全国港湾定期大会、団結の力を再確認
統一回答問題は中労委救済申請中の方向

全国港湾第一二回定期大会は、九月十八日から十九日にかけて、豊橋市「ホテル シーパレスリゾート」に於いて、オブザーバーを含む三百八十九名とマスコミ、関係者含めて三〇〇名余りが出席し、議長に石渡代議員（検数労連）、川崎代議員（大港労組）を選出し開催された。大会は、一八年度の主な取り組み経過（第一号議案）、一九年度運動方針（第二号議案）、産別ストライキ権の確立について（第三号議案）、規約の改正及び規約・綱領・規定（規程）改定案の取り扱いについて（第四号議案）、一八年度決算報告及び一九年度予算（第五号議案）、一九年秋年末における具体的活動方針について、及び一九年度中央執行委員の選出と大会宣言を審議し、採択を行い満場一致で採択された。

はじめに司会にたった柏木副委員長は「一九春闘は、二月十九日に始まり四波に亘る実力行使を実行して要求実現を目指し精力的に交渉に臨みましたが、残念ながら日港協の姿勢は、不誠実な対応に終始し七月二十五日にようやく仮協定を結ぶ事が出来ました。この仮協定を結ぶにあたって産別制度賃金と事前協議は、切り離すという対応を取らざるを得ませんでした。組合員の皆様には、五ヶ月に及ぶ長期に亘り、たたかい頂き、ありがとうございました。

自動化、遠隔操作について、名古屋で現在稼働しているターミナルのテナーを全て遠隔操作にする案件があり、その四〇基が遠隔操作に代わると八〇名の人員が十三人ちょっとでたりてしまう。これに対し労務委員長が首切りは発生しない、何とか出来ないだろうかと言っていますけれど、作業場に配置転換等がおきて、賃金を含めた労働条件が変わらない保障もない。結果的には人員削減や労働条件の低下に結びつく。断固反対の姿勢を示していかなければならない。全国港湾が更に前進できる方針を確立して頂く事をお願いする」などと開会挨拶を述べた。

その後、議長団選出、各種役員、大会成立の確認を行い、糸谷委員長の挨拶に続いて、来賓の港運同盟・新屋会長、ITF東京事務所・田口さん、こくみん共済coop・田邊部長から激励と連帯の挨拶を受け、顧問の紹介と祝電が披露された。

続いて、議案提案で玉田書記長は「一九春闘では長期化してたたかい方、産別運動のあり方について色々な議論がある事を聞いています。本大会に於いても大いに議論頂き、再度、意思統一をして新しい次年度のスタートにしたい」などと述べ、第一号、第二号議案、一九年秋年末闘争方針の提案を行った。

第一日目の最後には、日航不当解雇争議団代表二名の挨拶を聴講した。

質疑応答では、統一回答問題、事前協議問題、指定事業体問題等、多岐にわたり活発な質疑を展開した。

その後、糸谷委員長の総括答弁を受け、第一号議題、第二号議題および一九年秋年末闘争方針が満場一致採択された。そして、第三号、第四号、第五号の提案、採択に移り満場一致採択された。なお、規約・綱領・規定（規程）改定案の取り扱いについては、幅広い意見集約、修正を行ったうえで、第一二回中央委員会で検討し、第一三回大会で承認を得られるよう取り組む。産別最賃回答に関しては、不当労働行為救済を中労委に申立、判断をゆだねる。

一九年度の中央執行委員の選出では、松本委員長代行、柳野、瀬川、山田、高野執行委員が退任され、柏木委員長代行、竹内副委員長、岡部、應和、中辻、須藤、増田執行委員の就任が確認され、大会宣言を満場一致採択した。

秋年末については、中央行動を十一月十四日から十五日に設定し、行政・ユーザー申入れ、院内集会等を取り組む。二〇春闘では、五百円のカンパを取り組む。

大会は、瀬戸副委員長の閉会挨拶を受け、最後に糸谷委員長の「団結ガンバロー」三唱で盛会裏に締めくくった。

糸谷委員長あいさつ

この第十二回定期大会前後で、それぞれの組織も定期大会を行います。もうすでに行われた組織、これからの組織もあるかと思いますが、その中での論議をそれぞれ報告していただきますと、「物足りない」全国港湾の活動、ここに問題があるのではないかと言う指摘が出されたと承っております。

大きな一つの原因は二〇一五年を最後に行われなくなった産別制度賃金の統一回答問題です。理由は独占禁止法に抵触すると言う事なのですが、その裏にあるのは業界団体が自分たちの従業員に対する真摯な対応を避けようとしている。港湾運送事業と言うのは労働者・労働力集約型産業だったのですが、機械化・自動化の推進により、或はコンテナ化の推進によって、性格が変わろうとしている。働く私たちの存在を、ないがしろにする業者ばかりではありませんが、今の時点においても労働力集約型である事は間違いなく事実であります。大半の事業者は真剣に対応して、私達の労働環境の改善、いろいろな労働諸条件、賃金引上げを考えているのですが、一部事業者は、そういう事は考えなくていいと言わんばかりに私達の要求に対して真面に向き合おうとしない。その端的な例が独占禁止法を盾にした制度賃金に対する「統一回答拒否」と言う事です。この間の経過は経過報告に詳しく書いてありますから一読いただければお分かりだと思いますが、公的機関に判断の是非を委ねようと中央労働委員会に「あっせん」を依頼し結論としては独占禁止法に抵触はしないと解される。表現はいろいろありますが、公的機関が抵触しないと言う判断を下したにも関わらず、課徴金が発生した場合は、中央労働委員会が責任を取ってくれるのかと、理由にならない理由を挙げて私達との交渉を蹴っている。その結果、三月三十一日を皮切りに四波のストライキを行い、皆さんにも大変ご苦労をかけました。またこの間にはスト破りも発生し、この件に関しても組織を代表して皆さんに大変申し訳ないと言うしかありません。そして、これらの問題を今後どうしていくかを問われている今大会であります。七月二十五日に九回目の中央団交を行いましたが、何も決まらないまま大会を迎える訳にはいかないと、かたちを整えて仮合意にした訳でありますが、こういった状況にならざるを得ない、このようなかたちを今後どう整理していくのか、中労委から出された「あっせん」に承服しない事業者団体。今後どうするか、法廷闘争に持っていくのか、再度、中央労働委員会、労組法に基づく救済命令を申し立てていくのか、今日は皆さんの意見を率直に言って頂きまして、それらを検討しながら明日、方向性を示していきたいと考えております。

七月一日に労使間の合意を無視したかたちで日港協は、中古車・建機事業者が輸出する際の放射線量検査は労使間で暫定確認しているにも関わらず、一方的に地域で勝手に検査して下さいと言わんばかりの文章を発信して、何を考えているのか。労使間で決めた事は労使間で修正するなり、協議した結果で、そのような文章を出すのが当たり前だと思います。一方的に決めたことを文章で出すなんて通用する訳がない。これらに対しても今後どうするか、そして、日常の問題、事前協議問題等、含めて皆さんから色々な意見を頂いて、これからの一年間の運動で、それらの問題をどれだけ前進させられるか、どれだけ解決できるか、どの様にしたら前進し解決するか。その辺の方針についてもご意見頂いて、それを運動に反映した中で、それを実現する為の団結強化をしていく。

全国港湾の十二年を迎える運動強化を図っていきたい。この事をお願いしまして、皆さんと共に全国港湾の運動強化に向けて、頑張る事を表明致しまして中央執行委員会を代表しての挨拶とさせて頂きます。

シャモ樽

厚生労働省が発表した年金財政検証の結果で、三〇年～四〇年後の年金水準が今より二～三割くらい低くなるという結果が出た。年金財政検証とは、公的年金の収支や給付など将来の見通しを示すもので、五年に一度行われている。経済成長の程度などが異なる六つのケースで、所得代替率がどのくらいになるのかを示したものである▼所得代替率とは、現世代の平均年収に対する年金給付の水準である。二〇一九年度は六一・七%であったが、経済成長や雇用拡大が進むと想定した三つのケースの所得代替率は五〇・八～五一・九%。経済成長が一定程度しか進まないケースでは四四・五～四六・五%にとどまる。なぜこんなに減らされるのか。二〇〇四年に保険料と給付のバランスを取るとして導入されたマクロ経済スライドにより、給付水準が自動的に引き下げられる。特に基礎年金部分の削減幅が大きいので、厚生年金が低い人や国民年金加入者ほど影響があるのが現実だ▼老後の生活費が二〇〇〇万円不足するとした金融庁審議会の報告書の指摘が現実味を帯びる▼国民の年金不信を解消し老後の安心を保障する年金不信を解消し老後の安心を保障する年金制度を作るために、国会や政府はもっと真剣に議論してほしい。